



# 鏡支所だより

—第169号—

発行日 令和3年5月1日  
発刊 八代市鏡支所  
編集 鏡支所地域振興課  
TEL 52-2131



## 鏡支所管内の人の動き(3月末現在)

		( )は前月比
【世帯数】	6,037	世帯 (16)
【人口数】	14,310	人 (▲29)
男	6,675	人 (▲20)
女	7,635	人 (▲9)

## 地域振興・地域づくり活動助成事業を募集します

支所管内地域の特性を活かし、地域づくり活動を対象とした助成金事業について、令和3年度の募集を開始します。

地域づくり活動の充実や住民自治及び防災意欲の向上を目的に、既に活動をされている団体、これから“地域おこし、を計画される団体の方は、ご応募ください。



### ＜助成交付対象となる団体＞

- ・上記の目的に合致した活動として右の例のような事業を行っているまたは、行おうとする団体

### ＜助成交付金の額＞

- ・予算の範囲内で最大50万円
- ※助成総額50万円、複数の団体から応募があった場合は、審査のうえ助成金を決定します

### ＜助成交付の申請＞

- ・申請期限 5月28日(金)
- ・規定の様式で申請してください
- 申請の様式や提出先、お問合せは下記へ

### ＜助成交付対象となる事業の例＞

- ・ゴミ出し、買い物、外出の支援
- ・郷土芸能伝承、地域文化の保存記録
- ・郷土料理教室、レシピの保存記録
- ・防犯パトロール、地域見守り活動
- ・地域防災訓練、地区内安全マップ作成
- ・ゴミステーション整備など環境美化
- ・花いっぱい運動、植栽など景観美化
- ・世代間交流、地域間交流
- ・地域案内板設置、掲示板設置や補修
- ・地域特産品開発、コミュニティビジネス
- ・学校応援(学習支援、登下校見守り)

問合せ 鏡支所地域振興課(支所2階) ☎ (52) 2131

## 令和3年度市政協力員紹介

令和3年度の鏡支所管内の各地区市政協力員は、右記のみなさんです。

八代市では、市民の福祉の増進と市政の円滑な運営を図るため、市政協力員の制度を設けています。

市が実施する各種の施策について、市や支所と地域住民の方々とのパイプ役として重要な役割を担われています。

【駅前】	沼田 安信	【野崎】	山本 正三
【下有佐】	三笠 未喜(新)	【宝出】	泉 悟
【有佐】	松永 卓	【外出】	岡田 喜一
【中島】	松村 義臣(新)	【北出】	岩村 誠
【下村】	久保田 智	【大還】	中村 一
【上鏡】	早川 末廣	【貝洲】	田川 平
【村(仮屋)】	細崎 秀夫	【碓原】	松本 巧
【村(火の口)】	森 雅臣	【塩浜】	杉山 功
【内田東】	徳永 正義	【東区】	江副 秋成
【内田西】	木村 要一	【中区】	坂本 正
【鏡町】	改田 謙一郎	【西区】	満永 芳雄
【津口】	坂本 義春	【港区】	山口 敏徳
【芝口】	前田 久男		

## 令和3年度 八代市消防団鏡方面隊幹部紹介

令和3年度の消防団鏡方面隊幹部(分団長以上)が、決定しました。みなさんの生命・身体・財産を火災や災害から守る、地域防災の要です。

出勤や現場活動、予防広報や資機材の点検、また、各種の訓練などに対して、ご理解とご協力をお願いします。

方面隊長	坂田 裕樹	4分団	塚本 真哉 (津口・芝口・野崎)
副隊長	濱田 朝之	5分団	本島 洋 (宝出・碓原)
副隊長	平本 正晃	6分団	橋本 貴喜 (外出・北出・大還)
本部分団	田中 宣行	7分団	川邊 伸幸 (貝洲・塩浜)
1分団	松永 一喜 (上鏡・村)	8分団	立川 直人 (東区・中区・西区・港区)
2分団	井口 健 (内田)	9分団	柴田 幸和 (駅前・下有佐・有佐)
3分団	木下 貴仁 (町)	10分団	野田 悠矢 (中島・下村)



## 鏡町やつしろ元気体操教室

テーマ『延ばそう あなたの健康寿命』

利用対象者：鏡町に住所を有する65歳以上の者

日時：第1～4週の金曜日 9:30～11:30

会場：鏡地域福祉センター 集会室  
(旧鏡憩いの家 和室)

参加費用：無料

- ①準備運動(ストレッチ)
- ②筋力アップ体操
- ③ダンベル体操
- ④健口体操(顔面体操・舌体操・だ液腺マッサージ)

参加申し込み先：八代市第一地域包括支援センター  
☎(53)2601

(椅子に腰かけて体操を行います。)

体操の合間に水分補給をしますので、水筒をご持参ください。  
また、コロナ禍による感染予防対策として、来所前に体温測定を行い、来所時はマスク着用をお願いいたします。)

## ゴールデンウィーク期間(5/1～5/5)のごみ収集について

	5/1 (土)	5/2 (日)	5/3 (月)	5/4 (火)	5/5 (水)
可燃	×	×	○	×	×
資源	×	×	×	×	×

月曜日が可燃ごみの収集日となっている地区については、5/3の収集は行います。

問合せ 鏡支所市民環境課 ☎(52)1116

## ごみの不法投棄が多発しています

不法投棄は悪質な犯罪行為です。自分の土地にごみを捨てることも不法投棄になる場合があります。これらは廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく禁止されており、違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人に対しては3億円以下の罰金)またはその両方が科せられます。

不法投棄現場を目撃したら、警察に通報し、日時、場所、ごみの種類と量、車両情報、人物の特徴等を伝えてください。

不法投棄者が見つからない場合は、その土地の管理者が自らの責任で処分することになります。不法投棄をさせないためにも土地や施設の管理者は定期的な見回り、草払いや樹木の管理・清掃、柵の設置などを行い未然に防ぐよう努めてください。



R3. 4. 5 有佐 JR線路沿い道路横

## 4月から防災システムが新しくなりました!

いざという時の災害に備え、ぜひ登録、利用ください。

### ◆防災アプリ「@infoCanal(アットインフォカナル)」

スマホアプリ「@infoCanal(アットインフォカナル)」では、防災情報などをアプリで確認することができます。地域別で配信しますので、必要な地域の情報だけを受け取ることができます。

▶登録は「@infoCanal」



Apple Store用



Google Play用



※その他の災害情報収集の方法については、広報やつしろ4月号をご覧ください。

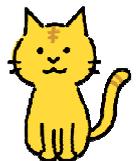
お問合せ先：危機管理課 ☎(33)4112

## ノラ猫への無責任なエサやりはやめましょう!

近頃、ノラ猫への餌やりが原因の苦情が増えています。ノラ猫への無責任なエサやりは、猫の過剰繁殖、餌の放置による周辺環境の衛生面の悪化、近隣住民の敷地内における糞尿被害など、ご近所トラブルを起こすことに繋がります。

また、不妊手術を行わないままノラ猫に餌を与えるだけの行為は、同じ境遇の猫を増やすだけでなく、猫同士の感染症の広がりや交通事故などを招きます。

エサを与える場合は、①不妊去勢手術、②置きエサ厳禁、③食べ残しの片付け、④糞尿の清掃などをしましょう。エサを置きっぱなしにすると、臭いにつられて近隣地域から猫が集まりますので、猫の食後はすぐに皿を片付け、周囲を清掃してください。



問合せ 鏡支所市民環境課 ☎(52)1116

## 人権相談所 開設

いじめ・体罰・家庭内や隣近所のトラブル・相続や遺言・借地や借家・名誉や信用・金銭等、人権に関する相談がありましたらご相談下さい。

※相談は無料で、秘密は堅く守られます。

日時 6月1日(火) 午前10時～午後3時

※正午から午後1時を除く

場所 鏡支所第一会議室

問合せ 鏡支所地域振興課 ☎(52)2131



## ふる郷愛鏡祭中止

例年開催しておりました「ふる郷愛鏡祭」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止することとなりました。

誠に申し訳ございませんがご理解いただきますようお願いいたします。

問合せ ふる郷愛鏡祭実行委員会

(事務局：鏡支所地域振興課)

☎(52)2131



人(ひと)は等(ひと)しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～